

エネルギー基本計画見直しに関する緊急声明

政府は、2014年4月に閣議決定した第4次エネルギー基本計画（以下、第4次計画）の見直し作業に入った。原発再稼働から高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定問題まで、政府のエネルギー政策は、基礎自治体の現在と将来を大きく左右することは言うまでもない。その観点に立って、私たちは本日、以下の4点を次期エネルギー基本計画で実現するよう強く求める。

1. 世界的なエネルギー転換の動向を踏まえ、「原発回帰」から「脱原発」へ

第4次計画は、「原発依存度を可能な限り低減する」との表現を盛り込みつつ、原発を「重要なベースロード電源」と位置づけた。しかし、少なくとも以下の3つの理由から、その位置づけを見直し、「脱原発」に向けて大きく舵を切り、その工程を示すべきである。

- (1) 原発の周辺自治体ばかりでなく、新潟県のように立地自治体からも再稼働には慎重な声が高く、「重要なベースロード電源」との位置づけは国民意識から見れば現実から乖離している。
- (2) 原発は、核廃棄物の貯蔵・処分、廃炉、事故リスクを含めると経済的合理性を欠いている。
- (3) 原発事故の際の実効的な避難計画が立案されていないばかりか、損害賠償の枠組みも不備のままであり、福島第一原発事故の教訓が十分に生かされていない。

2. 再生可能エネルギーを2030年に44%へ

日本は国連気候変動枠組み条約のパリ協定を批准したことを受け、エネルギー供給構造高度化法で2030年の電源構成に占める「非化石電源」比率を44%に高めることを明記した。「非化石電源」には、再エネと原子力しかなく、現状のベストミックスでは、44%の構成を再エネ22~24%、原子力22~20%としているが、「原子力22~20%」達成は事実上困難であり、かつ上記の理由から実現を追求すべきものではない。よって、国際公約とも言える非化石電源比率44%を達成するためには、再エネをさらに積み増すしかない。そのためには、中長期的に高い目標値（80%~100%）を設定するとともに、再エネ普及に向けた政策上の障害の検証と解消に全力を尽くすべきである。

3. 地域活性化につながる再エネ導入を優先

第4次計画では、「再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、地域に新しい産業を起し、地域活性化につながる」「地域の活性化に資する再生可能エネルギーの導入を押し進める」との方針を明記している。一方、千葉大学大学院倉阪研究室の調査によれば、基礎自治体の7割以上が再エネ施策にとりくむうえでの課題として「財源不足」を揚げ、また半数以上が「人員不足」や「経験不足」を挙げている。政府は、上記の2030年の電源構成において再エネ44%を達成するうえで、このような基礎自治体が直面する課題を優先的に解消し、人口減少に苦しむ自治体や日本農業の将来を大きく切り拓くべきである。

4・高レベル放射性廃棄物政策の抜本的見直しを

政府は、原発の稼働に伴って発生する「高レベル放射性廃棄物」の最終処分について、地層処分を前提にし、その立地選定につながる「科学的特性マップ」を2017年7月に発表。各地で説明会を開催している。しかし、高レベル放射性廃棄物の最終処分については、日本学術会議が2012年9月に指摘したように、「原子力発電をめぐる大局的政策についての合意形成に十分取り組まないまま高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定という個別的課題について合意形成を求めるのは、手続き的に逆転しており手順として適切ではない」と言わざるをえない。

とりわけ現在の高レベル放射性廃棄物政策の問題点は、2000年に制定された最終処分法がその目的を「発電に関する原子力に係る環境の整備を図る」と述べ、原発の存続を前提としていることである。第4次計画では高レベル放射性廃棄物の最終処分場の立地選定について「立地地点は地域による主体的な検討と判断の上で選定されることが重要であり、多様な立場の住民が参加する地域の合意形成の仕組みを構築する」との方針を示しているが、このような政策スキームでは、その前段階である地層処分についての国民的合意を得られるはずもない。

国民レベルにおける合意形成を真に求めるのであれば、高レベル放射性廃棄物の処分場立地問題に矮小化するのではなく、現状の高レベル放射性廃棄物政策を抜本的に見直し、最終処分法の改正や日本学術会議が提言した「総量管理」「暫定保管」の検討などに着手すべきである。

2017年10月29日
脱原発をめざす首長会議